

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

取引先との情報共有を密にし、既存の取引関係や企業規模を超えた連携を通じて、相互の事業継続力および付加価値の向上を図ります。

b. IT 実装支援

ICT 等を活用した情報共有や業務の可視化を進め、サプライチェーン全体の業務効率化に取り組みます。また、取引先における IT 活用に関する助言や支援を行います。

f. BCP/事業継続

災害時等における事業継続の観点から、取引先の BCP (事業継続計画) 策定に関する助言や支援を行い、サプライチェーン全体の強靭化に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

直接の取引先のみならず、サプライチェーンの更に先まで適切な価格転嫁が行われるよう配慮した価格決定を行い、その趣旨がサプライチェーン全体に行き渡るよう努めます。また、取引先との信頼関係を基盤とした持続的な取引関係の構築を通じ、サプライチェーン全体の共存共栄に貢献します。

2026年1月9日更新

(2024年11月1日更新)

(令和6年10月4日)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社桐原工務店

企 業 名

代表取締役 桐原 耕一

役職・氏名（代表権を有する者）